



山口県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

氏名	施設名	所在地	指定年月日
段上 忠久	だんじょう整骨院	山口市平井六六三の一	平成二三、四、七
春成 謙二	エルスマイル山口	大内御堀二〇六の一	八、二九
櫻田 百恵	株式会社フレアス 山口事業所	大内矢田二〇七の四	二四
鉄井 宏史	下松中央整骨院	下松市西柳二丁目二番三〇号	二二
堀江 伯宏	周南吉番整骨院	周南市大字久米三〇九七の四	七、一三
高瀬 晴康	超生整骨院	熊毛郡田布施町大字波野六三	六、二二

山口県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十月二十一日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
沼田 光生	周南市梅園町一丁目三八	海風診療所	周南市銀南街	居宅療養管理指導	平成二三、七、三一
一般社団法人 日本地域福祉協会	神戸市長田区雲雀ヶ丘一丁目二番五号	街かどケアホームりんか	岩国市川口町一丁目八番六号	通所介護	九、三〇

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
一般社団法人 日本地域福祉協会	神戸市長田区雲雀ヶ丘一丁目二番五号	街かどケアホームりんか	岩国市川口町一丁目八番六号	介護予防通所介護	平成二三、九、三〇

山口県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社絆	山口市後河原二二三の三	パーの坂ヘルシヨン	山口市後河原二二三の三	訪問介護	平成二三、三、一
株式会社リトルバード	岩国市室の木町四丁目二七番一二号	ことりの介護サービス	岩国市室の木町四丁目二七番一二号	居宅療養管理指導	九、
株式会社エスマイル	広島市西区工本町一丁目二番一六号	たかもり薬局	周東町一丁目二四八の三	居宅療養管理指導	八、
浅江薬局	光市浅江二丁目一七番二三				

株式会社L A	株式会社絆	合名会社大樹	沼田 光生	有限会社創健	宇部市床波二丁目三番二八号	山口市佐山九四五の四一	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	海風診療所	やない薬局	しんえい薬局	ハート薬局南町店	ハート薬局沖原店	ハート薬局	大才薬局	柳町薬局	こがね町薬局	オリブ薬局	光店	みついで中央薬局
砂町五番三五	後河原	山口市佐山九四五の四一	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三
小郡高	後河原	山口市佐山九四五の四一	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三
デイサービス	坂デイトー	デイサービス	秋穂東	後河原	海風診療所	やない薬局	しんえい薬局	ハート薬局南町店	ハート薬局沖原店	ハート薬局	大才薬局	柳町薬局	こがね町薬局	オリブ薬局	光店	みついで中央薬局	みついで中央薬局	みついで中央薬局	みついで中央薬局	みついで中央薬局	みついで中央薬局
前二丁目二番	後河原	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三
道場門	後河原	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三
二番	後河原	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三
二番	後河原	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市梅園町一丁目三八	山口市佐山二三四三の一	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三	山口市佐山二二八〇〇の三

山口県告示第四百一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	所在地	指定年月日
合名会社大樹	山口市佐山九四五の四一	一葉居宅介護支援事業所	防府市大字西浦二二〇	平成二三年七月一

山口県告示第四百一〇号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名称		特定福祉用具販売事業所 所在地		指定年月日	
丸十株式会社	宇部市大字西岐波四九六九	宇部市大字西岐波四九六九	宇部市大字西岐波四九六九	平成二三年	一
<b>山口県告示第四百三三号</b>					
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成二十三年十月二十一日					
介護予防事業者 氏名又は名称		住所又は主たる事務所の所在地		事業の種類	
株式会社絆	山口市後河原二二三の三	山口市後河原二二三の三	介護予防訪問	平成二三年	四、一
株式会社リトルバード	岩国市室の木町四丁目二七番一〇二号	岩国市室の木町四丁目二七番一〇二号	介護予防訪問	平成二三年	九、一
株式会社エスマイル	広島市西区商工センター一丁目一六番一〇一	たかもり薬局	介護予防訪問指導	平成二三年	八、一
浅江薬局	光市浅江二丁目一七番二三	光市浅江二丁目一七番二三	介護予防訪問	平成二三年	八、一
みついで中央薬局	中央二丁目二番二二	中央二丁目二番二二	介護予防訪問	平成二三年	八、一
オリブ薬局	〇丁目一六番三〇	〇丁目一六番三〇	介護予防訪問	平成二三年	八、一
こがね町薬局	柳井市中央二丁目五番七号	柳井市中央二丁目五番七号	介護予防訪問	平成二三年	八、一
柳町薬局	〇丁目一〇番一四	〇丁目一〇番一四	介護予防訪問	平成二三年	八、一
株式会社創健	宇部市床波二丁目三番二八	宇部市床波二丁目三番二八	介護予防訪問	平成二三年	九、一
有限会社創健	宇部市梅園町一丁目三八	宇部市梅園町一丁目三八	介護予防訪問	平成二三年	九、一
沼田 光生	山口市後河原二二三の三	山口市後河原二二三の三	介護予防訪問	平成二三年	九、一
株式会社絆	小郡高砂町五番三五	小郡高砂町五番三五	介護予防訪問	平成二三年	九、一
株式会社L.A.L.E.L.	防府市牟礼今宿一丁目二二番二七号	防府市牟礼今宿一丁目二二番二七号	介護予防訪問	平成二三年	九、一
特定非営利活動法人さわやか防府	防府市中西二丁目九番七号	防府市中西二丁目九番七号	介護予防訪問	平成二三年	九、一
株式会社コア	周南市銀座一丁目二	周南市銀座一丁目二	介護予防訪問	平成二三年	九、一
株式会社朝日	山陽小野田市大字小野田一八九六	山陽小野田市大字小野田一八九六	介護予防訪問	平成二三年	九、一
丸十株式会社	宇部市大字西岐波四九六九	宇部市大字西岐波四九六九	介護予防訪問	平成二三年	九、一

株式会社J A W A 九番一四号	東京都港区虎ノ門一丁目一 九番一四号	街かどケア ホームりんか 号	岩国市川口町 一丁目八番六 号	介護予防 生活介護 型共同 生活介護 認定知 症対応 型共同 生活介護	〃	〃	〃
サンキ・ウエ ルビー株式会 社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルビー小規模 多機能セン ター防府	防府市大字新 田六〇〇の五	介護予 防小規 模多機 能型居 宅介護	〃	〃	〃

山口県告示第四百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称 丸九株式会社	主たる事務所の所在地 宇部市大字西岐 波四九六九	特定介護予防福祉用具販売事業所 名 称 ライフ楽	所在地 宇部市大字西岐 波四九六九	指定年月日 平成二三、 九、一
----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------	-----------------------

山口県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
  - （一） 山口市吉敷字桂ヶ岳七八四の一（次の図に示す部分に限る。）、七八四の二、七八四の五、七八四の一五、七八四の二六から七八四の三六まで
  - （二） 周南市大字鹿野上字猿ひたい一一二、一一三の二、一一三の三、一一三の四、一一三の五、一一三の六、大字大潮字山ノ谷六六一
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備  
変更後の指定施業要件

- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
  - （一） 保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第六百十九号）及び保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第五百五十八号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。）による。
- 二 変更に係る指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 変更しない。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
    - (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林水産部林政課、岩国市産業振興部農林振興課、光市経済部水産林業課、柳井市経済部農林水産課、周防大島町産業建設部農林課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第千二百四十号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(三一五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年六月十日山口県公告(一七八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十月二十一日から同年十一月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十月二十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 山口井筒屋山口店

所在地 山口市中町一三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。